

# 船舶事故調査報告書

平成25年9月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成24年8月19日（日） 15時20分ごろ
発生場所	福岡県福岡市 <sup>からとまり</sup> 唐泊漁港 福岡市所在の唐泊港第一防波堤灯台から真方位203° 60m付近 （概位 北緯33° 38.4′ 東経130° 13.9′）
事故調査の経過	平成24年8月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ <sup>イーエスティ</sup> EST、0.1トン 290-58461福岡、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、112kW、平成17年6月
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 37歳 操縦免許 なし 同乗者A 女性 25歳 同乗者B 男性 27歳
死傷者等	重傷 3人（操縦者、同乗者A及び同乗者B）
損傷	右舷船首、左舷船首及び右舷船尾外板に亀裂及びFRP剝離、右舷中央部外板に擦過傷、亀裂及びFRP剝離
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、後部座席に同乗者2人（以下中央に座った同乗者を「同乗者A」及び最後部に座った同乗者を「同乗者B」という。）を乗せ、福岡市西区小田浜海岸を出発して沿岸部を北上しながら遊走し、仲間の水上オートバイ1隻と共に唐泊漁港の南側に設置された沖防波堤の西方から港内に入った。 本船は、先行する仲間の水上オートバイが東進して唐泊漁港東側に設置された第1号防波堤の南端と沖防波堤の東端に挟まれた水路を抜けて港外に出ていったので、同様に東進したところ、平成24年8月19日15時20分ごろ沖防波堤の北側側壁（以下「側壁」という。）に衝突した。 操縦者等の3人は、衝突によって沖防波堤の側壁に当たり、側壁付近の海面に落水したが、事故の目撃者からの通報を受けて来援した巡視船の搭載艇、付近を航行中の水上オートバイ及び唐泊漁港に入港中

	<p>の小型船舶によって救助され、救急車で病院に搬送された。</p> <p>操縦者は、脳挫傷、くも膜下出血及び顔面骨折等と、同乗者Aは、脳挫傷、くも膜下出血及び頭蓋骨骨折等と、同乗者Bは、頸椎骨折等とそれぞれ診断され、全員1か月以上入院した。</p> <p>本船は、後刻、所有者により、陸揚げされた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>操縦者、同乗者A及び同乗者Bは、同じ飲食店を利用する知り合いであり、本事故当日、その飲食店の店主により、約40人が参加するバーベキュー会が開催され、同会に参加しており、また、水上オートバイ6隻が、参加者により、使用されていた。</p> <p>バーベキュー会では、アルコールが出されていたが、操縦者が飲んでいたかどうかは不明であった。</p> <p>操縦者は、本事故の負傷により、本事故発生2、3日前から事故後に意識が回復するまでの間の記憶が欠落していた。</p> <p>操縦者は、本事故当日、本事故が発生した遊走の前にも水上オートバイで遊走している姿が参加者により、目撃されていた。</p> <p>操縦者は、ウェイクボードを頻繁に行っていた10年ほど前には、何度か水上オートバイの操縦を行った経験があったが、最近では年に1、2回ダイビングを行うくらいしか海に行っておらず、なぜ本事故当日に水上オートバイを操縦したのか、本事故当時の記憶がないので、分からなかった。</p> <p>同乗者A及び同乗者Bは、共に水上オートバイの操縦経験はなく、水上オートバイへの同乗経験は、同乗者Aは本事故時が2回目、同乗者Bは本事故時が初めてであった。</p> <p>同乗者A及び同乗者Bは、水上オートバイから落ちないようにすることに意識を向けていたので、遊走中に行われた操縦の状況については詳しく覚えていなかったが、同乗者Bによれば、唐泊漁港内を東進して側壁に衝突する際、本船に速力の低下はなかった。</p> <p>本船は、ウォータージェット推進装置を装備した最大搭載人員3人の水上オートバイであった。</p> <p>乗船していた3人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、唐泊漁港を東進中、沖防波堤の側壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、本事故当日の記憶がなく、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>

	操縦者は、操縦免許証を受有しておらず、本船に乗船してはならなかった。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、唐泊漁港を東進中、沖防波堤の側壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの所有者は、特殊小型船舶操縦士免許を有する者のみに水上オートバイを操縦させるように管理すること。